

柏崎市立新道小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立新道小学校

令和7年4月1日改定

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

1 定義

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ類似行為の定義（県条例第2条2項）

いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの子どもにも・学校でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他の関係する職員等による「いじめ対策委員会」を設置し、本方針に基づ

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応に当たる。

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめ防止に資することとをふまえ、全ての教育活動を通じて、学校におけるいじめの防止に取り組む。

- ・「新道っ子学習のきまり」による学習ルールを徹底をする。
- ・目標を明確にもち、その目標に従って学習を進め、終末に評価をしていく一連の流れに沿った授業を展開する。
- ・児童一人一人に「意思決定」する場面や「自己有用感」をもたせる場면을授業の中に取り入れる。
- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを行う。

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」の認識を全児童がもつよう、教育活動全体を通じて指導する。
- ・学習参観日における全校一斉道徳授業の公開と、事前の学年部による指導案検討会を実施する。
- ・副読本「生きる」を積極的に活用した授業を実施する。

- ・代表委員会や学級活動における、学校及び学級における生活向上の諸問題の話し合いの場を設ける。
- ・フレンズ班（縦割り班による異学年交流）活動の充実を図る。
（フレンズタイム、清掃、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等）
- ・しあわせタイムにおける全校ＳＳＴを通して、子ども同士の温かい人間関係を構築する。
- ・いじめ見逃しゼロ集会を実施し、全校で「いじめ未然防止」の意識を高める。
- ・南中学校区の「豊かな心」部を中心に、中学校と連携して児童の心の醸成に努める。

- ・他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。
- ・他者とかかわることの大切さや嬉しさを感じ、自己有用感を育む「しあわせのバケツ」活動を充実する。

- ・児童のインターネットの使用状況の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ・情報モラルの授業実践（高学年）＊ネット依存、ネット被害 ＊SNS等のトラブル
 (中学年) ＊情報セキュリティ ＊適切なコミュニケーション
 (低学年) ＊ipad使用のルール遵守

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を年4回実施する。
「新道つ子アンケート」(9、1月)、「学校生活アンケート」(6、11月)

(2) 教育相談の実施

- ・アンケート実施後、結果をもとにした個別の教育相談を全児童と行う。
- ・「児童理解の会」や職員終会で、児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。

(3) 家庭との連絡

- ・学年便りや連絡帳を活用したり、必要に応じて電話連絡や家庭訪問を行ったりし、児童及び保護者との連携を密にし、信頼関係を構築する。

6 いじめに対する早期対応

- ・教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- ・校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れるとともに、専門家の活用等について緊密に連携し、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・外見的には遊びやけんかに見える行為でも、状況等の確認を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間 30 日間を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と

教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

- 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止めさせる。
 - ・ いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合
(いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合)
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

8 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

（１）いじめ防止等に関する教職員研修の実施

- ・ いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関して全ての教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修、外部の指導者をお招きしての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）
- ・ 「生徒指導研修資料」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を基に、年２回以上の校内研修を行う。

（２）いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

４月のPTA総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

9 学校評価と基本方針の検討

（１）学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

（２）学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から３年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方

針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適時、学年懇談会等での話し合いを行う。

追記資料

保護者の責務等

(いじめ防止対策推進法第9条)

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(新潟県いじめ等の対策に関する条例第8条)

- 1 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実と向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

児童等の役割

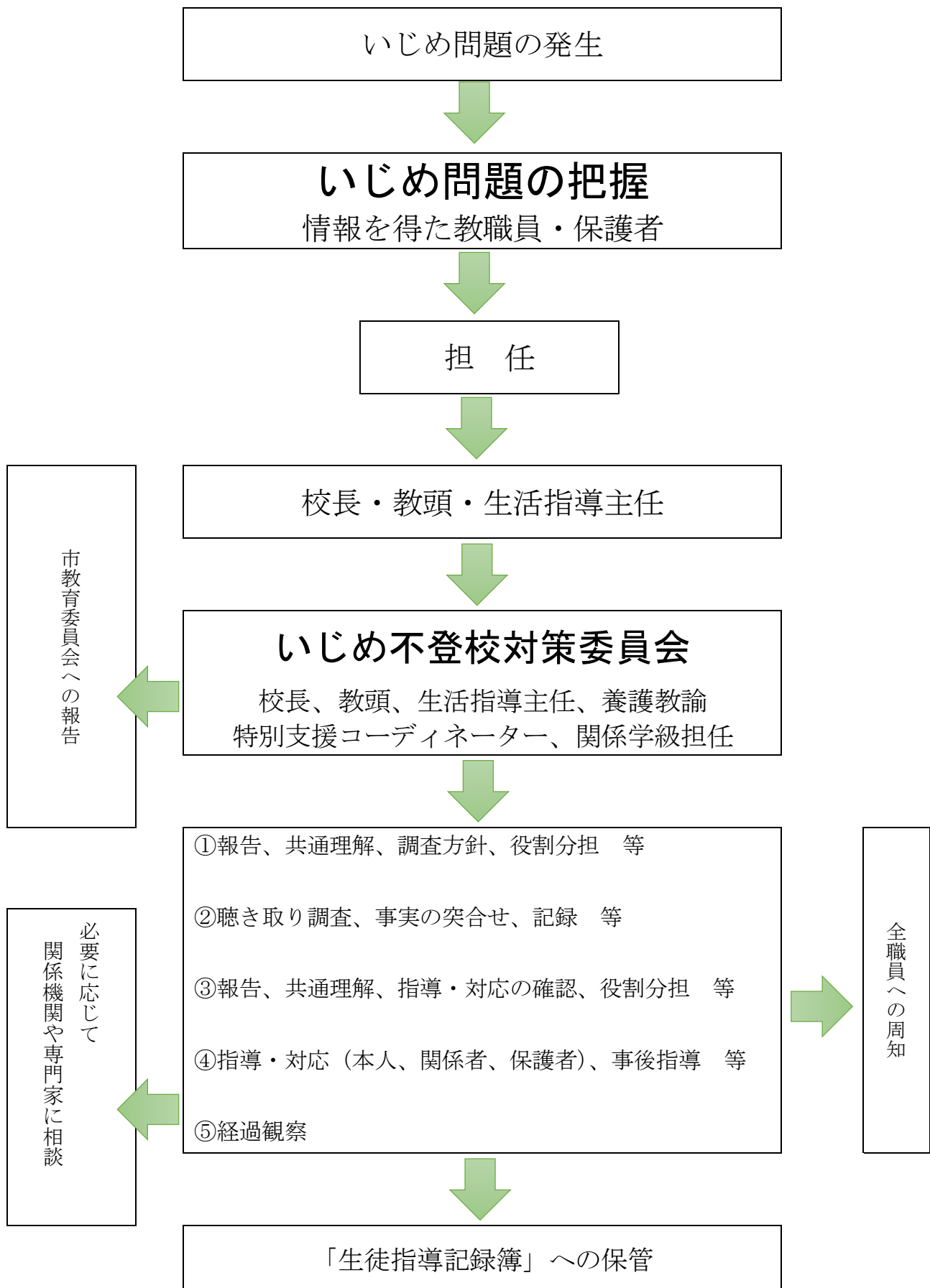
(新潟県いじめ等の対策に関する条例第9条)

- 1 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及びお互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

学校の相談窓口 学校電話番号 0257-22-4404 担当：教頭			
新潟県のいじめ相談	・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。 ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。 ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。		
	新潟県いじめ・ふとうこう等相談電話	025-285-1212	毎日24時間
	24時間子供SOSダイヤル（無料）	0120-0-78310	全国どこからでも24時間
	新潟いのちの電話	025（288）4343	毎日24時間
	チャイルドライン	0120（99）7777	毎日16:00～21:00
	新潟県教育庁生徒指導課いじめ対策室	025-280-5124	平日8:30～17:15
柏崎市 こころの相談窓口	柏崎市福祉保健部 こころの相談支援課	0257-22-4115	平日9:00～17:00
	柏崎市元気館	0257-20-4214	平日8:30～17:15
県立教育センターのいじめ相談 ☆電話相談 ☆来所相談・電話相談	・長期的な面接相談にも応じます		
	いじめ・ふとうこう等なやみごと相談テレホン	025-263-4737	平日9:10～16:00
	県立教育センター教育相談	025-263-9029	平日9:00～17:00
法務局のいじめ相談 ☆電話・面接 平日 8:30～17:15 ☆メール http://www.jinken.go.jp/	・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。 ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。 ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。		
	みんなの人権110番	0570-003-110	全国共通 ナビダイヤル
	子どもの人権110番	0120-007-110	
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	全国共通 ナビダイヤル
	柏崎支局	0257-23-5226	
警察のいじめ相談	・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。 ・犯罪や性被害等の相談を受けます。 ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。		
	けいさつ相談室	#9110	平日8:30～16:30
	長岡少年サポートセンター	0258-36-4970	平日8:30～17:15
	柏崎警察署	0257-21-0110	24時間
児童相談所の相談	・18歳未満の子どもや家庭や学校での問題、不登校、非行、発達遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。		
	児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783	毎日8:30～20:00

子どものなやみごと 相談ダイヤル	新潟県弁護士会	0 1 2 0－6 6－6 3 1 0	毎週月・木 (祝祭日を除く) 1 6：0 0～ 1 9：0 0
	https://niigata-bengo.or.jp/kodomo-soudan/		

いじめに対する早期対応



重大事態発生時における対応

重大事案の発生

市教育委員会への報告

市教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

①学校に重大事態の調査組織を設置

いじめ不登校対策委員会が中核となり、教育委員会と連携

②事実関係を明確にするための調査を実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り羅列的に調査し、明確にする。

因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

③いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供

関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

④調査結果を市教育委員会に報告

当該児童や保護者の希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置